

平成24年(ワ)第213号 損害賠償請求事件
原告 早川篤夫 外38名
被告 東京電力株式会社

訴訟進行に関する意見書(2)

2013(平成25)年8月27日

福島地方裁判所いわき支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利 孝
同 広 田 次 男
同 笹 山 尚 人
外

1 期日の指定について

【第1回】 10月2日 午後2時 弁論+進行協議

【第2回】 11月27日 午後2時 弁論+進行協議

その後も、2か月に1回の開廷を確保されたい。

2 原告の主張・立証計画

原告としては、総論的な主張の補充を極力第2回弁論までに、遅くとも第3回弁論までに終了する予定である。

来年1月(予定)の第3回期日以降、同年12月までの6回の期日を証拠調べ期日として、出来るだけ終日を確保した審理を願いたい。

3 立証方法の構想

(1) 検証の申立

被災地の状況と避難生活の実情を明らかにするため、早期に現地の検証を実施されたい。

【対象】

1 原告の自宅

震災後突然の避難指示によって無人化した住宅が、どのような状況を呈しているか、家屋の損傷、雨漏り、カビなどによる汚損、獣害、盗難などの被害状況を検証する。

2 避難先の仮設住宅

仮設住宅の居住環境が、どれほど狭く劣悪なものであるかを検証する。

(2) 証人尋問

【損害論】 法律学研究者（公害法・民法）

被害実態に関する研究者（環境経済学・環境社会学等）

放射線防護学・リスク科学等の研究者

【責任論】 地震学・原子力工学等の研究者

(3) 原告本人尋問

世帯毎に1人を予定。

時期としては、専門家証人の尋問は準備に時間を要するので、原告本人尋問を先行させるようにしたい。

4 第1回弁論期日

(1) 原告本人の意見陳述

20分（2人）

(2) 代理人の訴状要旨陳述

25分（2～3人）

以上